

財政的援助団体等監査の結果（令和5年7月31日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和3年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	令和5年7月31日	令和5年2月7日	書面
2	イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体	令和5年2月22日	令和5年1月26、27日	実地
3	広島県ビルメンテナンス協同組合	令和5年7月31日	令和5年4月20日	書面
4	フジタビルメンテナンス株式会社	令和5年7月31日	令和5年4月26日	書面

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設立 平成2年3月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和4年10月31日現在）
 役員8人（うち常勤1人）
 職員132人（非常勤職員、嘱託職員等を含む。うち県派遣職員1人）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整、定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成
 結核、がん、循環器疾患その他の疾患予防の検診
 広島県健康福祉センター管理運営の受託

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和3年度
経常収益 A	1,818,054
経常費用 B	1,566,430
当期経常増減額 C (A - B)	251,624
経常外収益 D	265
経常外費用 E	46
当期経常外増減額 F (D - E)	219
法人税等 G	251
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	251,592
当期指定正味財産増減額 I	15,855
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	267,447
資産合計 K (L + O)	1,951,134
負債合計 L	602,966
指定正味財産 M	83,593
(うち、基本財産充当額)	(60,043)
一般正味財産 N	1,264,575
正味財産合計 O (M + N)	1,348,168

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,034 千円のうち 40,000 千円 (66.6%) を出捐 (令和 4 年 12 月 1 日現在)

(所管課 健康福祉局医療介護基盤課)

(イ) 公の施設の指定管理者 (今回監査の対象外)

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 136,615,000 円
- ・所管課 健康福祉局医療介護基盤課
- ・利用状況 (令和 3 年度)

利用料金	利用人員
14,657 千円	36,854 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、予定価格を定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	顧客満足度の調査及び業務改善コンサルタント (令和 3 年度) 健診結果の納期短縮に係るコンサルタント業務 (令和 3 年度) 画像診断委託 (令和 3 年度) 「臨床研修病院オンライン合同説明会」開催に係る業務委託契約 (令和 3 年度)
根拠	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構契約規程第 16 条、第 24 条

2 イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 縮景園及び県立美術館における指定管理者業務
- ・所在地 広島市西区商工センター二丁目3番1号
- ・代表者 株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田 雅彦
- ・設立 令和3年9月15日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 縮景園及び県立美術館
- ・所在地 広島市中区上幟町2番11号(縮景園)
広島市中区上幟町2番22号(県立美術館)
- ・指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,335,000,000円
(うち、令和4年度管理費用267,000,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 施設の利用状況(令和3年度)

縮景園

入園者数	清風館利用件数	明月亭利用件数
126,985人	10件	12件

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休園期間

令和3年5月17日～6月20日、8月27日～9月30日

令和4年1月11日～2月20日

県立美術館

所蔵展入場者数	県民ギャラリー 利用者数	講堂利用者数	特別展入場者数
21,867人	50,780人	3,049人	33,544人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館期間

令和3年5月10日～6月20日、8月7日～9月30日

令和4年1月11日～3月6日

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・所在地 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・代表者 理事長 澤田 英治
- ・設立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 安芸地区

- ・施設名 県営住宅 安芸地区
- ・管理対象地域 広島県安芸郡
- ・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 521,268,995 円（うち、緊急修繕費 52,475,000 円）
〔うち、令和 3 年度管理費用（上限額）130,254,799 円
（緊急修繕費（上限額）10,495,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸、％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和 3 年度末	1,127	742	214	81.2%
令和 5 年 2 月末日現在	1,189	715	287	79.2%

(イ) 廿日市・大竹地区

- ・施設名 県営住宅 廿日市・大竹地区
- ・管理対象地域 廿日市市、大竹市
- ・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 595,790,630 円（うち、緊急修繕費 52,475,000 円）
〔うち、令和 3 年度管理費用（上限額）119,158,126 円
（緊急修繕費（上限額）10,495,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸、％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和 3 年度末	1,426	1,096	49	79.5%
令和 5 年 2 月末日現在	1,426	1,082	55	78.9%

(ウ) 三次・庄原地区

- ・公の施設名 県営住宅 三次・庄原地区
- ・管理対象地域 三次市、庄原市
- ・指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 229,660,200円（うち、緊急修繕費 52,475,000円）
〔うち、令和3年度管理費用（上限額）45,932,040円
（緊急修繕費（上限額）10,495,000円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸、%)

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和3年度末	371	245	58	78.2%
令和5年2月末日現在	371	247	65	80.7%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 フジタビルメンテナンス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 ビル・マンションの管理等
- ・所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目8番10号
(広島支店：広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル12F)
- ・代表者 代表取締役 公文 正純
- ・設立 昭和63年4月20日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 県営平成ヶ浜住宅
- ・所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番
- ・指定期間 平成31年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 45,836,764円
〔うち令和3年度管理費用 7,061,000円〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸、%)

区 分	管理戸数	入居戸数	政策空家戸数	実質入居率
	A	B	C	$B / (A - C) \times 100$
令和3年度末	60	56	0	93.3
令和5年2月末日現在	60	58	0	96.7

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。